

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則
- 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
(以上県例規集登載)

行政改革推進室

”

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第二十六号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 保健福祉課に、指導監査室を置く。

第十五条の表中

人権施策推進課	事業調整班	啓発推進班
環境企画課	施策推進班	審査・調整班
		総務班
		経理班
環境企画課	施策推進班	審査・調整班
		総務班
		経理班

に、「地域福祉・法人指導班」を「地域福祉班」に、「事業者指導班 医療保険班」を「国民健康保険班 医療保険指導班」に、「産業支援班 技術振興班 新産業推進班」を「地域産業班 成長支援班 インノベーション推進班」に改める。

第二十五条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十号中「及び土地利用調整会議」を削り、同号を同条第十九号とする。

第二十五条の六中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 再犯の防止等に関する施策の総合調整に関すること。

第二十七条第四号中「指導育成」を「推進」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2 保健福祉課指導監査室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 社会福祉法人の指導監督に関すること。
- 二 社会福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
- 三 児童福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
- 四 生活困窮者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
- 五 身体障害者（身体障害児を含む。第三十二条において同じ。）福祉関係及び知的障害者（知的障害児を含む。同条において同じ。）福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
- 六 高齢者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
- 七 社会福祉施設の従事者等による虐待の防止に関すること。
第三十一条第十六号中「及び公害健康被害認定審査会」を「、公害健康被害認定審査会、小児慢性特定疾病審査会及び指定難病審査会」に改める。
第三十一条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。
第三十一条の三第二号を次のように改める。
二 児童虐待の防止に関すること（保健福祉課指導監査室の分掌に属するものを除く。）。
第三十二条第一号中「心身障害者及び心身障害児」を「身体障害者及び知的障害者」に、「指導育成」を「推進」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「心身障害者及び心身障害児」を「身体障害者及び知的障害者」に改め、同条第二号とし、同条第四号を第三号とし、同条第五号中「障害者長期計画及び障害福祉計画」を「障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画」に改め、同条第四号とし、同条第六号中「心身障害者」を「身体障害者及び知的障害者」に改め、同条第五号とし、同条第七号中「心身障害児」を「障害児」に改め、同条第六号とし、同条第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「心身障害者及び心身障害児への」を削り、同条第九号とし、同条第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同条の次に次の一号を加える。

十四 障害者の虐待の防止に関すること（保健福祉課指導監査室の分掌に属するものを除く。）

第三十二条第十五号を次のように改める。

十五 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

第三十二条第十八号中「心身障害者及び心身障害児」を「身体障害者及び知的障害者」に改める。

第三十三条第五号を削り、同条第六号中「保健福祉事業の指導育成」を「福祉事業の推進」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「こと」の下に「（保健福祉課指導監査室の分掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「及び岡山県後期高齢者医療審査会」を「、岡山県後期高齢者医療審査会及び岡山県国民健康保険運営協議会」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第十一号を第十号とする。

第三十八条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関すること。

第三十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とする。

第四十四条の二第七号中「農業災害補償」を「農業保険」に改める。

第五十条第一項第十三号中「市町村の農村地域工業等導入実施計画」を「農村地域への産業の導入に関する実施計画」に改める。

第五十一条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十号中「森林整備加速化・林業再生事業」を「林業・木材産業総合対策事業」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第二十一号を第十九号とする。

第五十二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 大規模林道推進事業に関すること。

第五十六条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を削る。

第五十七条第一号を次のように改める。

一 海岸保全区域の管理並びに海岸保全施設の新設、改良及び管理に関すること（耕地課、水産課及び港湾課の分掌に属するものを除く。）。

第五十七条第二号中「海岸保全区域」を「海岸保全施設」に、「こと」を「こと（耕地課、水産課及び港湾課の分掌に属するものを除く。）」に改め、同条第九号中「こと」の下に「（他課の分掌に属するものを除く。）」を加える。

第六十一条の三中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関すること。

第六十六条の四第一項中「課」を「課又は室」に改め、同条第二項中「の事務」の下に「又はこれに類する事務」を加える。

第二百二十六条の表岡山県国民健康保険運営協議会の項中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第四条の規定による改正後の」を削り、同表岡山県農業共済保険審査会の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第三百三十一条第一項及び第四百四十三条の二第二項」を「第七十一条第一項及び第二百二十二条第二項」に、「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改める。

第三百三十七条第二項第六号中「指導育成」を「推進」に改める。

第三百三十九条第一項第十五号中「農村地域工業等導入促進」を「農村地域への産業の導入の促進」に改め、同条第七項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百三条中「、室」を削り、「研究企画室」を「研究企画部」に、「技術支援部」を「応用技術部」に、「研究開発部」を「素材開発部」に改める。

第二百四条第一項第五号中「又は他室」を削り、同条第二項中「研究企画室」を「研究企画部」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 技術相談の調整及び管理に関すること。

第二百四条第二項中第四号を第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四 技術者の養成に関すること。

五 産学官連携の推進に関すること。

第二百四条第三項中「技術支援部」を「応用技術部」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 地域産業の応用技術に係る調査、研究及び指導に関すること。
- 二 地域産業の応用技術に係る試験分析及び受託研究に関すること。
- 三 食品、繊維、金属材料、精密加工及び計測制御分野に係る設備の使用に関すること。

第二百四条第四項中「研究開発部」を「素材開発部」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 地域産業の素材開発に係る調査、研究及び指導に関すること。
 - 二 地域産業の素材開発に係る試験分析及び受託研究に関すること。
 - 三 機能材料及び高分子材料の分野に係る設備の使用に関すること。
- 第三百三十条の次に次の一条を加える。

(総括研究員)

第三百三十条の二 工業技術センターに、総括研究員を置く。

2 総括研究員は、上司の命を受け、工業技術センターの専門的研究に係る総合調整に関する事務を掌理するとともに、専門的研究に従事する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十七号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「会議」を「合議」に改める。

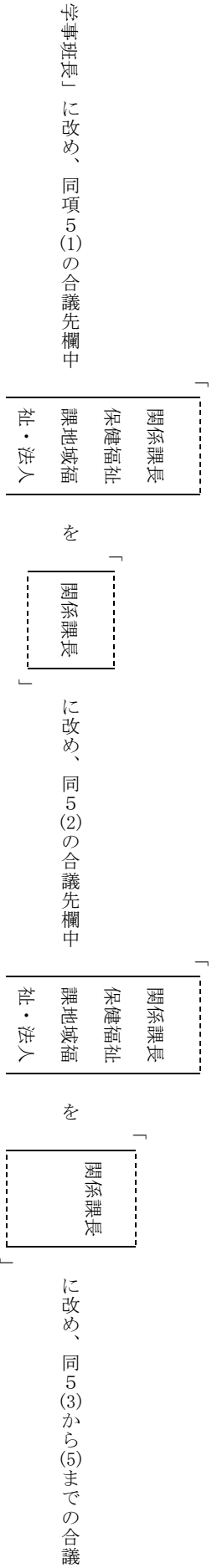
別表第一(1)2の項14中「第35条」を「第36条」に改め、同表5の項中11及び12を削り、13を11とし、同表中28の項を29の項とし、27の項を28の項とし、26の項を27の項とし、同表25の項6及び7中「第4項」を「第5項」に改め、同項中17を19とし、16を18とし、15を17とし、14を15とし、同15の次に次のように加える。

16 設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合における財産処分についての協議（第67条第1項）	○					
---	---	--	--	--	--	--

別表第一(1)25の項中13を14とし、9から12までを一ずつ繰り下げ、同項8中「第31条第1項」を「第30条第1項、第79条の2第1項」に改め、同8を同項9とし、同項7の次に次のように加える。

8 地方独立行政法人の各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（第28条第1項）			○			
--	--	--	---	--	--	--

別表第一(1)中25の項を26の項とし、9の項から24の項までを一項目ずつ繰り下げ、同表8の項1(8)、2(1)から(4)まで及び(8)並びに4(2)の合議先欄中「総務学事課長」を「総務学事課



加える。

7 職員の賠償責任に関する事務 (物品に関するものを除く。)	1 職員による損害の発生認定、監査委員に対する監査の実施及び賠償額の決定の要求並びに職員に対する賠償の命令(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下この項及び次項において「法」という。)第243条の2第3項、第4項)	人事課長 会計課長	○					
	2 職員の賠償責任の免除に係る監査委員からの意見聴取及び議会への付議並びに免除の決定(法第243条の2第8項)	人事課長 会計課長	○					

別表第二②32の項中「(に限り)」を「(知事が必要と認めた事項を除く。)(に限り)」とし、「岡山県が設立した社会福祉事業団」を「岡山県健康の森学園障害者支援施設」と改める。

別表第三総務庁事務課の部9の項中「行政不服審査法」の次に「(平成26年法律第68号)」を挿入する。

別表第三人事課の部9の項②32中「、第9条、第11条」を「から第9条まで、第10条の2から第12条まで、第14条」と改める。

別表第三税務課の部9の項中2を削り、「3(要綱)」を「4(要綱)」とし、「4(要綱)」を「5(要綱)」とし、「5(要綱)」を「6(要綱)」と改める。

1 犯則嫌疑者等に対する出頭要求等(地方税法(以下この項において「法」という。)第22条の3第1項)								○
2 他の官公署等に対する報告の請求(法第22条の3第2項)								○
3 臨検、捜索又は差押えに係る許可状の請求(法第22条の4、第22条の5)								○
4 通信履歴の電磁的記録の保全要請(法第22条の6)								○

イ ア以外のもの						○ 県民局長	
(2) 児童福祉施設に対する改善勧告及び改善命令のうち一般監査に係るもの (第46条第3項)							
ア 知事が必要と認めた事項			○				
イ ア以外のもの						○ 県民局長	
(3) 児童福祉施設 (障害児に関する施設に限る。) の変更の届出の受理 (2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営むる施設に係るものを除く。) (児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) 第37条)						○ 県民局長	
(4) 児童福祉施設に対する最低基準向上の勧告のうち一般監査に係るもの (児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 (平成24年岡山県条例第47号) 第3条第1項)							
ア 知事が必要と認めた事項			○				
イ ア以外のもの						○ 県民局長	
2 指定障害児通所支援事業者等に関すること。							
(1) 指定障害児通所支援事業者等に係る変更の届出の受理 (障害						○ 県民局長	

<p>児通所給付費の請求に関する事項等の変更に係るものを除く。) (第21条の5の19第3項, 第24条の13)</p>							
<p>(2) 指定障害児通所支援事業者等に対する報告の命令等及び立入検査等 (第21条の5の21, 第24条の15)</p>							
<p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p>			○		○	県民局長	
<p>(3) 指定障害児事業者等に対する勧告及び公表並びに命令 (第21条の5の22, 第24条の16)</p>							
<p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p>			○		○	県民局長	
<p>(4) 指定障害児通所支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出及び変更の届出の受理 (第21条の5の25第2項第1号, 第3項, 第4項, 第24条の19の2, 第24条の38第2項第1号, 第3項, 第4項)</p>						○	県民局長
<p>(5) 指定障害児通所支援事業者等に係る業務管理体制の整備に関する報告等の命令等 (第21条の5の26第1項, 第3項, 第24条の19の2, 第24条の39第1項, 第4項)</p>			○				

	<p>(6) 指定障害児通所支援事業者等に係る業務管理体制の整備に関する報告及び公表並びに命令（第21条の5の27，第24条の19の2，第24条の40）</p> <p>(7) 障害児通所支援事業等に係る開始，変更，廃止及び休止の届出の受理（第34条の3第2項から第4項まで）</p> <p>(8) 障害児の保護者等に対する報告命令等（第57条の3第3項，第57条の3の3第1項，第4項）</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p>						<p>○ 県民局長</p>	
<p>2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の施行に関する事務</p>	<p>1 身体障害者社会参加支援施設等に関すること。</p> <p>(1) 身体障害者社会参加支援施設（社会福祉法人その他の者が設置するものに限る。）の設置及び運営の改善命令のうち一般監査に係るもの（第29条）</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p>				<p>○</p>		<p>○ 県民局長</p>	

<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>5 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対する報告の徴収等のうち一般監査に係るもの (第18条第2項)</p>						○	
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○	
<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>6 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者に対する施設の設備又は運営の改善の命令のうち一般監査に係るもの (第19条)</p>						○	
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○	
<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>7 有料老人ホームに係る変更の届出の受理 (第29条第2項)</p>						○ 県民局長	
<p>8 有料老人ホームの設置者等に対する報告の徴収及び調査並びに改善命令 (第29条第11項, 第13項)</p>						○	
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○	
<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	

	<p>9 有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止の命令 (第29条第14項)</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>							
<p>10 有料老人ホームの入居者に対する援助 (第29条第17項)</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>						○		○ 県民局長
<p>7 介護保険法 (平成9年法律第123号) の施行に関する事務</p>	<p>1 居宅サービス事業者等に対する報告の徴収及び帳簿書類等の提出命令 (第24条第1項)</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>						○	
<p>2 被保険者等に対する報告の徴収 (第24条第2項)</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○		

<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>3 指定都道府県事務受託法人の指定及び委託(第24条の3第1項)</p>				○		○ 県民局長	
<p>4 指定居宅サービス事業者等に係る変更の届出の受理(第75条第1項, 第89条, 第99条第1項, 第113条第1項, 第115条の5第1項)</p>						○ 県民局長	
<p>5 業務管理体制の整備に関する届出の受理(第115条の32第2項から第4項まで)</p>						○ 県民局長	
<p>6 指定居宅サービス事業者等に対する報告等の命令等(第76条第1項, 第90条第1項, 第100条第1項, 第114条の2第1項, 第115条の7第1項)</p>							
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>				○			
<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>7 業務管理体制の整備に関する報告等の命令等(第115条の33第1項)(岡山県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領(平成22年長寿第474号。以下この項及び次項において「要領」という。)に基づく事務に限る。)</p>							
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>				○			

<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>8 指定居宅サービス事業者等に対する勧告，命令等（公示を除く。）（第76条の2，第91条の2，第103条，第114条の5，第115条の8）</p>							
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○	
<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>9 業務管理体制の整備に関する勧告，命令等（第115条の34）（要領に基づく事務に限る。）</p>							
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○	
<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>10 介護老人保健施設の管理者の承認（第95条）</p>							
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○	
<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>11 介護老人保健施設の設備の使用制限等（第101条）</p>							

	(2) (1)以外のもの						○ 県民局長	
8 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法の施行に関する事務	1 指定介護療養型医療施設の開設者に対する報告の徴収及び帳簿書類等の提出命令（第24条第1項） (1) 知事が必要と認めた事項 (2) (1)以外のもの 2 被保険者等に対する報告の徴収（第24条第2項） (1) 知事が必要と認めた事項 (2) (1)以外のもの				○		○ 県民局長	
	3 指定都道府県事務受託法人の指定及び委託（第24条の3）				○			
	4 指定介護療養型医療施設の開設者に係る変更の届出の受理（第111条） 5 業務管理体制の整備に関する届出の受理（第115条の32第2項から第4項まで）						○ 県民局長	
	6 指定介護療養型医療施設の開設者に対する報告等の命令等（第							

112条第1項)									
7 業務管理体制の整備に関する報告等の命令等 (第115条の33第1項) (要領に基づき事務に限る。)	(1) 知事が必要と認めた事項								
	(2) (1)以外のもの							○	県民局長
8 指定介護療養型医療施設の開設者に対する報告、命令等 (公示を除く。)(第113条の2)	(1) 知事が必要と認めた事項								
	(2) (1)以外のもの							○	県民局長
9 業務管理体制の整備に関する報告、命令等 (第115条の34) (要領に基づき事務に限る。)	(1) 知事が必要と認めた事項								
	(2) (1)以外のもの							○	県民局長

(2) (1)以外のもの									<input type="radio"/>	県民局長
10 介護サービス情報の報告の受理 (第115条の35第1項)									<input type="radio"/>	県民局長
11 介護サービス情報の公表に係る報告内容の公表 (第115条の35第2項)									<input type="radio"/>	県民局長
12 介護サービス情報の公表に係る介護サービス事業者に対する調査の実施 (第115条の35第3項)									<input type="radio"/>	県民局長
13 介護サービス情報の公表に係る介護サービス事業者に対する報告の徴収, 是正又は調査命令 (第115条の35第4項)									<input type="radio"/>	県民局長
14 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関の調査事務の休止又は廃止の許可 (第115条の41)									<input type="radio"/>	
15 介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センターの情報公表事務の休止又は廃止の許可 (第115条の42第3項)									<input type="radio"/>	
16 市町村に対する報告の徴収等 (第197条第1項) (岡山県介護保険事務指導要綱に基づく事務に限る。)									<input type="radio"/>	
(1) 知事が必要と認めた事項									<input type="radio"/>	
(2) (1)以外のもの									<input type="radio"/>	県民局長

<p>9 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に関する事務</p>	<p>1 登録事業者等に対する報告等の命令等（第24条、第25条）（高齢者生活支援サービス等に関するものに限る。）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>					<p>○ 県民局長</p>	
<p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行に関する事務</p>	<p>1 自立支援給付に係る障害者等に対する報告の徴収（第11条第1項）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>2 障害福祉サービス事業者等に対する報告の徴収及び帳簿書類等の提出命令（第11条第2項）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>			<p>○</p>		<p>○ 県民局長</p>	
	<p>3 指定障害福祉サービス事業者等に係る変更の届出の受理（介護給付費の請求に関する事項等の変更に係るものを除く。）（第46条第1項、第3項、第51条の25第1項）</p>					<p>○ 県民局長</p>	

<p>4 指定障害福祉サービス事業者等に対する報告等の命令等 (第48条第1項, 第3項, 第51条の27第1項)</p>							
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○	
<p>(2) (1)以外のもの</p>							○ 県民局長
<p>5 指定障害福祉サービス事業者等に対する勧告, 命令等 (第49条, 第51条の28第1項, 第3項から第6項まで)</p>							
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○	
<p>(2) (1)以外のもの</p>							○ 県民局長
<p>6 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の整備に関する届出及び変更の届出の受理 (第51条の2第2項第1号, 第3項, 第4項, 第51条の31第2項第1号, 第3項, 第4項)</p>							○ 県民局長
<p>7 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の整備に関する報告の命令等 (第51条の3第1項, 第3項, 第51条の32第1項, 第3項)</p>						○	
<p>8 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の整備に関する勧告, 命令等 (第51条の4第1項から第3項まで, 第51条の</p>						○	

<p>11 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関する事務</p>	<p>1 幼保連携型認定こども園に関すること。</p> <p>(1) 報告の徴収，立入検査等のうち一般監査に係るもの(第19条)</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p>										

	イ ア以外のもの ----- (2) 改善勧告及び改善命令のうち一般監査に係るもの (第20条) ----- ア 知事が必要と認めた事項 ----- イ ア以外のもの						○ 県民局長	
12 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 (平成24年岡山県条例第62号) の施行に關する事務	1 指定通所介護事業者が夜間及び深夜において提供する指定通所介護以外のサービスの内容の届出の受理 (第102条第4項)						○ 県民局長	
13 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例 (平成27年岡山県条例第24号) 附則第5項の規定によりなおその効力を	1 指定介護予防通所介護事業者が夜間及び深夜において提供する指定介護予防通所介護以外のサービスの内容の届出の受理 (第100条第4項)						○ 県民局長	

(1) 地域経済牽引事業計画の承認並びに承認に係る関係市町村長への通知及び同意 (第13条第1項, 第6項, 第8項)	関係課長		○				
(2) 地域経済牽引事業計画の変更の承認並びに変更の承認に係る関係市町村長への通知及び同意 (第14条第1項, 第3項)	関係課長		○				
(3) 地域経済牽引事業計画に係る承認の取消し (第14条第2項)	関係課長		○				
4 事業環境の整備に係る措置に関すること。							
(1) 事業環境の整備に係る措置の提案に対する通知及び措置内容の公表 (第15条第2項, 第3項)	関係課長		○				
(2) 事業環境の整備に係る措置に関する法令の規定の解釈の確認の要求 (第16条第1項)	関係課長		○				
5 承認地域経済牽引商品等に係る商標権の譲受けの承認 (第22条第4項)	関係課長		○				
6 連携支援計画の承認及び変更の承認の申請 (第27条第1項, 第28条第1項)	関係課長		○				
7 承認地域経済牽引事業者又は承認地域経済牽引支援機関に対する指導及び助言 (第35条)	関係課長		○				

